


10月から容器包装プラスチックの分別収集が始まりました

10月から、循環型社会の形成とごみの減量化を推進するため、不燃ごみとして収集していたプラスチック類のうち容器包装プラスチックの分別収集を開始しました。

容器包装プラスチックってどんなもの？

私たちが商品の中身を出したり、使ったりして残るプラスチック製の器、袋、包み、ボトルなどのことです。容器包装プラスチックを分別するときは、 プラマークを参考にしてください。



例えば、マヨネーズなどのチューブ、お菓子などの袋、カップめんやプリンなどのカップ、卵やハムなどのパック、洗剤やシャンプー、油などのボトル、果物や生菓子などのトレイ、カレールウやお菓子などの仕切りトレイ、ペットボトルのラベルやフタ、スプレー缶などのプラスチック製のフタなどです。

●出し方のルール ～資源化するためには出し方のルールがあります～

その1 中身を使い切ってから出してください



・食品の容器や袋など中身を使いきり、残りかすが付着していないものはそのまま出してください。

その2 汚れは洗ってから出してください



・食品などの残りかすがどうしても残る場合は、食器を洗ったあとの残り水などを利用してすすいでください。
 ※食品などが付着していると資源化ができなくなってしまいます
 ※どうしても汚れがとれないものは「プラスチックごみ」へ

その3 容器包装プラスチック以外のものは入れない

取れるものは取る！

・紙製のラベルやシール（賞味期限や値段表示など）が貼ってあるものは、小さくても簡単に取れるものは取ってください。簡単に取れないものはそのまま容器包装プラスチックとして出してください。

●各地区の「容器包装プラスチック」収集日当日の8時30分までに出してください。

●フタのあるものはフタをはずし、透明又は半透明の袋に入れて出してください。

■容器包装プラスチック以外のプラスチックごみはどうすればいいの？

商品そのものであるプラスチックごみは、これまで同様「不燃ごみ」の日に「プラスチックごみ」として出してください。例：ビデオテープ・CD・おもちゃ・バケツ・歯ブラシ・コップなど

■容器包装プラスチックQ&A

8月19日から9月13日まで実施した『容器包装プラスチック分別収集説明会』で特に多かった質問をまとめてみました。

Q：容器包装プラスチックに貼り付けられた値段シールなど全て剥がさないといけないのか？

A：紙製のラベルシール（賞味期限や値段表示など）が貼ってあるものは、小さくても簡単に剥がせるものは剥がしてください。簡単に剥がせないものは、そのまま容器包装プラスチックとして出してください。

Q：すでに分別収集をしている白色トレイ（魚や肉などの白色トレイ）も容器包装プラスチックに該当すると思うが、容器包装プラスチックとして出すのか？

A：皆さんが分別して出していた白色トレイは、再び白色トレイにリサイクルされますので、これまでどおり「燃やせるごみの日」に分別して出していただくか、役場や図書館、スーパーなどの拠点回収に出していただくようお願いします。

なお、色や模様のついたトレイは容器包装プラスチックとなります。

Q：ペットボトルの「フタ」と「ラベル」は容器包装プラスチックに分別するのか？

A：ペットボトルの「フタ」と「ラベル」はペットボトルからはずして「容器包装プラスチック」に分別してください。「ペットボトル」本体はこれまでどおり分別し、ペットボトルの収集日に出してください。

Q：家庭で使用したラップ、お店で購入したおにぎりのラップ、同じ材質のはずなのに何が違うのか？

A：「容器包装プラスチック」とは、商品を入れたもの、包んだもので、商品が消費されたり、分離された場合に不要となるプラスチックを言います。同じ素材でも「商品」を包んだものかそうでないかで分別が変わってしまいます。（家庭で利用したラップは「プラスチックごみ」として不燃ごみの日に出してください。）

Q：なぜ、汚れを取る必要があるのか？

A：容器包装リサイクル法の基準により異物や汚れのないことが必要です。

（汚れがひどい場合、リサイクル事業者に引き取ってもらえなくなります。）

Q：容器包装プラスチックは、カップ類、パック類などの品目ごとに分けて袋に入れなければならないのか？

A：各品目に分けて出す必要はありません。一つの袋にまとめて入れて出してください。

Q：容器包装プラスチックの回収はいつ、どのように集めるのか？

A：週1回、ゴミステーションで収集します。（収集日については各地区毎に異なるため町内回覧で配布した「容器包装プラスチック各地区収集日」（地図）で確認するか、環境課へお問合せください。）

「分別の仕方」を町内回覧にて配布しています。お手元に届いていない場合はご連絡ください。

問合せ 環境課 ☎内線222